

甲佐町観光振興体制構築支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

事業目的は、甲佐町観光振興体制構築支援事業業務委託仕様書の「2 事業目的」のとおり。本要領は、甲佐町観光振興体制構築支援事業業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

甲佐町観光振興体制構築支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「甲佐町観光振興体制構築支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

(4) 委託者

甲佐町 代表者 甲佐町長 甲斐高士

(5) 委託見積限度額

金7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この限度額を超える提案は無効とする。

3 参加資格

参加を希望する者は、甲佐町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であり、本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書に基づく業務を遂行できる十分な資力及び信用を有する法人格を有する者であること。また、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 国、地方公共団体又は甲佐町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (5) 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けている者
 - イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る破産の申立てを含む。）がなされている者
 - ウ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっている者、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっている者

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
 - カ 会社法（第17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされている者
- (7) 過去において、以下の行為を一度でも行ったことがない者であること。
- ア 本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
 - イ 本町が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合した。
 - ウ 本町と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた。
 - エ 本町の監督又は検査（地方自治法第234条の2第1項の規定によるもの）の実施に当たり職員の執行を妨げた。
 - オ 本町との契約において正当な事由がなく契約を履行しなかった。

4 スケジュール

内 容	期 間
公募・質問受付開始	令和8年4月9日（木）
質問受付締め切り	令和8年4月15日（水）午後5時まで
質問に対する回答（予定）	令和8年4月17日（金） 予定
参加申込書提出期限	令和8年4月23日（木）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年5月11日（月） 午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知 ※	令和8年5月13日（水） 予定
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年5月18日（月） ※オンラインによるプレゼンテーションも可
審査結果通知	令和8年5月下旬予定
契約締結・受託業務開始	令和8年5月下旬予定

※令和8年4月22日（水）午後5時の時点で、参加申し込み事業者が6者未満の場合、一次審査は実施しない。

5 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙（様式第7号）に記載し、電子メールで提出すること。また、提出時には、別途電話により提出先へ電子メールの受信確認を行うこと。

(1) 提出期限

令和8年4月15日（水）午後5時まで

- (2) 提出先
甲佐町役場 地域振興課 商工観光係 chiiki02@kosa.kumamoto.jp
電話 096-234-1154 (直通) / 096-234-1111 (代表)
- (3) 提出時のメールタイトル
【〇〇(社名)】甲佐町観光振興体制構築支援事業業務委託に関する質問
- (4) 回答方法
回答はホームページにて公表する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

6 参加申込み

参加を希望する者は、期限までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書(様式第1号)
 - ② 誓約書(様式第2号)
 - ③ 会社概要等(様式第3-1号)
 - ④ 登記簿謄本の写し(提出日の3ヶ月以内に発行されたもの)
 - ⑤ 登記簿謄本に掲載されている役員名簿一覧(様式3-2号)
 - ⑥ 国税、地方税(都道府県税・市町村税)に未納がないことを証明する書類(3ヶ月以内に発行されたもの)※①～⑥まで、各1部を提出すること。
- (2) 提出期限
令和8年4月22日(水)午後5時まで
- (3) 提出先
「13. 問い合わせ先」に記載する担当窓口
- (4) 提出方法
持参又は郵送(提出期限必着)
- (5) 辞退の場合
プロポーザル参加申込書(様式第1号)を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式第8号)を提出すること。

7 企画提案

参加申込書を提出した者は、次により企画提案書提出書(様式第4号)等を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書提出書(様式第4号)
 - ② 業務に関する実績(様式第5-1号、様式第5-2号)
 - ③ 本業務の実施体制(様式第6号)
 - ④ 本業務における工程表(任意様式)
 - ⑤ 企画提案書(任意様式)
 - ⑥ 提案価格(任意様式)提案価格の作成にあたっては、下表の項目ごとに作成し、積算の内訳を記載すること。

・全体設計、企画（企画全般にわたる協議、事業実施に伴う報告書作成）
・地域づくり法人設立へ向けた実施支援
・地域づくり法人形成・確立計画（素案）の策定
・試行的事業（パイロット事業）の実施
・マーケティング調査の実施・体制構築
・法人運営に必要な人材育成及び伴走支援
・次年度の行動計画の策定
・新たな商品開発（インバウンド向け含む）や観光コンテンツ作成
・その他の経費

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(3) 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時まで

(4) 提出先

「13. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(6) 編冊方法

・提案書は、A4判・縦型・横書き・片面印刷でA4判2穴ファイル等に編冊し、目次及び頁番号をつけること。また、ファイル等の表紙及び背表紙には、タイトルを「甲佐町観光振興体制構築支援事業業務委託プロポーザル企画提案書類」とすること。

・正確かつ簡潔な内容とし、過大なものにならないように留意すること。

8 第一次審査（書類審査）

審査は、町が設置する「甲佐町観光振興体制構築支援事業業務委託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員が行う。参加申し込み事業者が6者以上の場合、委員において一次審査を実施し、第二次審査（プレゼンテーション）に進む事業者（第二次審査対象者）を5者程度選定する。

※参加申し込み事業者が6者未満の場合は一次審査を実施しない。

(1) 審査方法

提出書類に基づき、下表〈審査項目①〉により審査し、合計点数の高い順に第二次審査対象者を5者程度選定する。

〈審査項目①〉

No.	審査項目		評価の視点	配点 (点)	
1	基本的事項	業務実績	過去3年度以内の類似業務（法人設立支援事業）の実績は	10	30
2		実施体制	人員、経験年数は主体的に運営し履行できる体制となっているか	20	
3	内容評価	スケジュール管理	期間内に確実に履行できる計画的なスケジュールとなっているか	20	20
合計				50	50

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、全参加申込事業者に対して電子メールにて通知する。

なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。

9 第二次審査（プレゼンテーション）

(1) 開催日時

令和8年5月18日（月）

詳細については別途連絡する

(2) 発表時間

1事業者あたり30分程度

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）

(3) プレゼンテーションの方法

- ・会場への入室は1事業者あたり3名以内とする
- ・追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。
- ・プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは事務局で用意するが、提案事業者において準備することも可とする。その他必要な機材等は各自用意すること。
- ・プレゼンテーションについては、原則対面によるが、やむをえない理由による場合は、リモートでの参加を認めるものとする。ただし、リモートによる参加を希望する場合は、参加申込書の提出時に申し出ること。

(4) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、選定委員会において審査し、下表〈審査項目②〉に【表2】の評価を配点する方法で評価し、総合的に審査する。なお、参加事業者が1者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

〈審査項目②〉

No.	審査項目			審査基準	配点 (点)		評点	評価点
	大項目	中項目	小項目					
1	基本的事項	(1)	業務実績	過去3年以内の、同種・類似の業務の実績は十分か	20	10		
		(2)	実施体制	人員、経験年数は主体的に運営し履行できる体制となっているか		10		
2	内容評価	(3)	スケジュール管理	期間内に確実に履行できる計画的なスケジュールとなっているか	170	10		
		(4)	(1)法人構想の設計、体制整備 法人構想設立・基盤整備	(1) 地域づくり法人の構想策定に向けた具体的な提案ができるか ・地域資源や地域課題との連動を前提とした構想策定についての提案ができるか。 現時点における具体的な事例などがあれば示すこと。 (2) 具体的な収益構造・事業モデルの提案が可能か。 ・持続可能な法人設立に向けた具体的、効果的、実践的な初期投資及び後年度に及ぶ財源確保の手段の提案ができるか。 現時点における具体的な事例などがあれば示すこと。 (3) 設立法人の実現可能な組織体制（人員・役割分担）の提案が可能か。 ・事業実施の実現に向けた効果的かつ財源的に持続可能な組織体制について、町の支援（人的、財政的支援）に依存しない具体的な提案ができるか。現時点における具体的な事例などがあれば示すこと。		35		
		(5)	地域住民の受け入れ態勢強化・機運醸成	(1) 町民・事業者を巻き込む具体的手法はあるか。 ・町民の認知だけでなく、地域全体を巻き込む仕組みづくり（ワークショップやヒアリングなど）の提案がなされているか ・受託者が机上によらず、町へ訪問を重ね、地域と密着（連携）する手段が予定されているか (2) 地域の主体性を引き出す工夫があるか。 ・町民や関係事業者等の協働意識の醸成に向けた具体的かつ効果的な取組みの提案があるか		35		
		(6)	(2)観光資源を活かした収益モデルの開発と実証	(1) 地域資源の棚卸・再編集の視点により収益化が図られる観光プログラムの造が見込まれるか ・町内の観光素材を再評価し、地域関係者と共創による具体的な観光プログラムの造に関する提案がなされているか (2) 着地型観光商品の実証から改善までの具体的なプロセス設計されているか。 ・着地型観光商品の実働に向けた効果的な実証及び分析、企画提案までのプロセスについての提案がなされているか		30		
		(7)	(3)法人設立に向けた計画作成・実務能力	(1) 法人格選定・設立手続きの理解があるか。 ・法、国制度などの知識を有し、令和8年度中に法人設立のための必要な事務手続きを行うための能力を有しているか。 (2) 定款作成・登記等の実務支援が可能か。 ・令和8年度中に法人設立のための手続き関係の実務支援を確実に実施できるか (3) 法人設立に向け、具体的かつ現実的な基本計画、財源計画を策定することが可能か。 ・令和8年度中に法人設立に向けた具体的戦略、KGI、KPI、PDCAサイクルを踏まえた計画案の作成が可能か ・安定した財源確保を踏まえた財源計画案の作成が可能か		40		
		(8)	独自提案	本業務の目的達成のため、有効な独自提案となっているか。 (ただし、提案限度価格内で実現可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。)		20		
3	提案価格	配分点×（最低価格/当該者の提案価格※）（※）小数点第2位以下切捨て			10	10		
合計								

【表 2】

評価	得点化方法	
A	非常に優秀	配点×1.0
B	優秀	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

(5) 受託候補者の決定

各審査者の採点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、第1位の受託候補者として選定する。

なお、同点の場合は、審査項目のうち中項目(5)の評価点の合計点が最も高い者を第1位の受託候補者とし、その合計点も同点の場合は、中項目(7)の評価点の合計点が最も高い者とする。その合計点も同点の場合は、中項目(4)の評価点の合計点が最も高い者とする。それでも同点の場合は、提案価格の評価点数を除いた合計点が最も高い者を第一の受託候補者とする。

(6) 最低基準点の設定

総評価点が配点(800点)の6割に満たない場合は、受託候補者から除外する。なお、最低基準点以上の点数を得たものがいなかった場合は、受託候補者の決定を行わない。

(7) 受託候補者の選定

参加する者が1者のみの場合、審査の結果においてすべての審査委員の評価点数が最低基準点(480点)を満たすときは、当該提案者を受託候補者とする。

(8) 除外要件

提案価格が予定価格を上回る場合は、選定の対象から除外するものとする。

(9) 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後、各提案者に対して電子メールにて通知するとともに、町公式サイトで公表する(受託候補者以外の法人名は公表しない)。また、結果通知文書は後日郵送する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

審査の結果、原則契約予定者として決定した者と町との協議により契約を締結するが、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約に際しては、甲佐町財務規則第71条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、町が発行する納入通知書により、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。ただし、甲佐町財務規則第72条に該当する場合、契約保証金を免除する。

11 失格事項

参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。
- (2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出に係る費用及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等を了解なく公表、使用してはならない。
- (5) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了後においても5年間保存するものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、委託者と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (7) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りでない。
- (8) 企画提案書の著作権は、その提案者を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより、本町が無償で使用できるものとする。
- (9) 本町が貸与する資料は、本業務及び参加に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務及び参加に関する検討の範囲内であっても、本町の承諾を得ることなく、第三者にこれを貸与又は内容を提示してはならない。なお、仕様書P2の「(※1) 町が提供できる資料」の提供を希望する参加者は、参加申込書提出期限までに、資料貸与申請書(様式第9号)資料貸与申請書を「13. 問い合わせ先」に記載する担当窓口又はメールで提出すること。

13 問い合わせ先

甲佐町役場 地域振興課 商工観光係

住 所 〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4 (庁舎2階)

電 話 096-234-1154 (直通) / 096-234-1111 (代表)

F A X 096-234-3964

E-mail chiiki02@kosa.kumamoto.jp